

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	農産園芸課	検索番号	2-3
法令名	農産物検査法	根拠条項	24	
不利益処分	地域登録検査機関の登録の取り消し又は業務の停止命令			
(根拠規定)				
○農産物検査法				
(登録の取消し等)				
第24条 農林水産大臣は、登録検査機関が第十七条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。				
2 農林水産大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて農産物検査の業務の停止を命ずることができる。				
一 第二十一条第一項の規定による届出に係る業務規程によらないで農産物検査を行つたとき。				
二 不正の手段により第十七条第二項の登録又は第十九条第一項の変更登録を受けたとき。				
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。				
3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録検査機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなお農産物検査の業務を開始せず、又は一年以上継続して農産物検査の業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。				
4 農林水産大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。				
(都道府県が処理する事務)				
第37条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。				
(処分基準)				
○農産物検査法違反に係る行政処分及び公表の指針 (平成28年7月1日 県伺定め)				
1 行政処分の指針				
(1) 登録検査機関の行為が農産物検査法 (昭和26年法律第144号。以下「法」という。) に違反していることを確認した場合、次に掲げる場合を除き、法第22条に定められた適合命令、法第23条に定められた改善命令又は法第24条に定められた登録の取消し若しくは業務停止の命令 (以下これらの命令等を「行政処分」という。) を行う。				
(2) 次に掲げる場合には、法第24条第2項の規定に基づき、登録を取り消す。				
①登録検査機関が不正の手段により登録又は変更登録を受けたとき (機械器具、その他の設備を使用の権限なく、一時的に借り受ける等特に悪質な場合に限る。)				
②登録検査機関が法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき (命令又は処分を行つたにもかかわらず、当該命令等に従わずに業務の全部又は一部を行う等特に悪質な場合に限る。)				